

マイナンバーカード 代理受取 の 持ち物

申請者本人は 長期出張中の方

窓口に来る方は 任意代理人

★代理受取の場合は、申請者本人が窓口に来る場合よりも、多くの書類が必要です。次の表などを必ずご確認ください。

チェック欄	持ち物（原本に限ります。コピー不可）
	<p>交付通知書（はがき） ◎裏面の回答書欄、委任状欄をご記入の上、窓口にお持ちください。</p> <p>◎暗証番号欄に目隠しシールを貼付してください。目隠しシールが貼付されていないと、受け取り手続きができない場合があります。</p> <p>【交付通知書がない場合】 市民課マイナンバー推進室（Tel:85-8815）に連絡いただき、交付通知書の再発行手続き等についてご確認ください。</p>
	通知カード（お持ちの方のみ）
	住民基本台帳カード（お持ちの方のみ）
	<p>申請者本人の本人確認書類（顔写真付きが必須） 次ページの「本人確認書類一覧」と併せてご確認ください ①、②、③いずれかの書類をお持ちください。</p> <p>① A区分のうち2点 ② A区分のうち1点とB区分のうち1点（合計2点） ③ B区分のうち顔写真付きのもの1点 およびB区分のうち顔写真付きでないもの2点（合計3点）</p>
	<p>代理人の本人確認書類（顔写真付きが必須） 次ページの「本人確認書類一覧」と併せてご確認ください ①、②いずれかの書類をお持ちください。</p> <p>① A区分のうち2点 ② A区分のうち1点とB区分のうち1点（合計2点） ※A区分の顔写真付き本人確認書類をお持ちでないと、代理人になれません。</p>
	<p>申請者本人がお越しになれないことを証明する書類（いずれか1点） 例：出張先の住居に係る領収書など出張先の地域に居住があると分かる書類、出張命令書、辞令</p>

本人確認書類一覧

次の書類が**本人確認書類（原本に限ります。コピー不可）**として使用できます。

- ・「**氏名と生年月日**」「**氏名と住所**」の**いずれかの記載**があること
- ・書類に記載されたすべての情報が**住民票の情報と一致**していること
- ・有効期限の定めがある書類は、**有効期限内である**こと

A 区分の本人確認書類	B 区分の本人確認書類
運転免許証	在留カード（顔写真無し）
運転経歴証明書 （平成24年4月1日以降に発行されたもの）	特別永住者証明書（顔写真無し）
	健康保険被保険者証
在留カード（顔写真付き）	介護保険被保険者証
特別永住者証明書（顔写真付き）	後期高齢者医療被保険者証
旅券（パスポート）	医療受給者証
住民基本台帳カード（顔写真付き）	診察券（氏名が漢字で印字され、生年月日 または住所入りに限る）
身体障害者手帳	
精神障害者保健福祉手帳（顔写真付き）	各種年金証書
療育手帳	生活保護受給者証
一時庇護許可証	児童扶養手当証書
仮滞在許可証	特別児童扶養手当証書
マイナンバーカード（※）	母子健康手帳
<p>※更新等の新しいマイナンバーカードの受け取りにおいて、「有効期間内」の場合、マイナンバーカードもA区分の本人確認書類として使用することができます。</p> <p>● A区分の本人確認書類として使用できるのは上記の書類のみです。</p>	自立支援医療受給者証
	官公署の職員証 （生年月日又は住所入りに限る）
	社員証（生年月日又は住所入りに限る）
	学生証（生年月日又は住所入りに限る）
	ワクチン接種券
	ワクチン接種証明書
	海技免状
	電気工事士免状
	その他氏名・生年月日または氏名・住所と発行者の表示があるもの（事前に市民課マイナンバー推進室までご相談ください）